(二)　農林水産大臣は、契約により、当該認定市町村の住民等に対し、これらの者が認定アイヌ施策推進地域計画に記載された事項に係る国有林野をアイヌにおいて継承されてきた儀式の実施等のための林産物の採取に共同して使用する権利を取得させることができるものとした。（第一六条関係）

(三)　農林水産大臣又は都道府県知事は、認定アイヌ施策推進地域計画に記載されたアイヌにおいて継承されてきた儀式の保存等に利用するためのさけを内水面において採捕する事業の実施のため許可を求められたときは、当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとした。（第一七条関係）

(四)　特許庁長官は、認定アイヌ施策推進地域計画に記載された市町村における地域の名称又はその略称を含む商標の使用をし、又は使用をすると見込まれる商品又は役務の需要の開拓を行う事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録については、登録料又は商標登録出願の手数料を軽減し、又は免除することができることとした。（第一八条関係）

6　指定法人

国土交通大臣及び文部科学大臣は、アイヌ文化の振興等を目的とし、民族共生象徴空間構成施設の管理等を適正かつ確実に行うことができると認められる一般社団法人等を指定することができることとした。（第二〇条関係）

7　アイヌ政策推進本部

アイヌ施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、アイヌ政策推進本部を置くこととした。（第三二条～第四一条関係）

8　その他

(一)　罰則規定その他の規定について所要の整備を行うものとした。

(二)　アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律は、廃止するものとした。（附則第二条関係）

9　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとした。ただし、附則第四条及び第八条の規定は、公布の日から施行するものとした。

◇農業用ため池の管理及び保全に関する法律（法律第一七号）（農林水産省）

1　目的

この法律は、農業用ため池について、その適正な管理及び保全に必要な措置を講ずることにより、農業用水の確保を図るとともに、農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護し、もって農業の持続的な発展と国土の保全に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　農業用ため池の管理

(一)　農業用ため池（国又は地方公共団体が所有するものを除く。(三)を除き、以下同じ。）の所有者は、当該農業用ため池を設置したときは、遅滞なく、農業用ため池の名称及び所在地等を都道府県知事に届け出なければならないこととした。（第四条第一項関係）

(二)　農業用ため池の所有者は、(一)により届け出た事項に変更があったとき、又は当該農業用ため池を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこととした。（第四条第二項関係）

(三)　都道府県知事は、農業用ため池に関するデータベースを整備するとともに、当該データベースに記録された事項をインターネットの利用その他の方法により公表することとした。（第四条第三項関係）

(四)　農業用ため池の所有者（管理者を含む。以下「所有者等」という。）は、当該農業用ため池の機能が十分に発揮されるよう、当該農業用ため池の適正な管理に努めなければならないこととした。（第五条関係）

(五)　都道府県知事は、農業用ため池の所有者等が当該農業用ため池の管理上必要な措置を講じていないと認めるときは、当該農業用ため池の所有者等に対し、防災工事の施行、管理者の選任その他の必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができることとした。（第六条関係）

(六)　都道府県知事は、農業用ため池の所有者等に対しその管理の状況に関する報告を求めるとともに、市町村長と協力して、当該職員等に当該農業用ため池又は他人の土地に立ち入らせ、調査等をさせることができることとした。（第一八条関係）

3　特定農業用ため池の指定等

(一)　都道府県知事は、農業用ため池であってその決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものを、関係市町村長の意見を聴いて、特定農業用ため池として指定することができることとした。（第七条関係）

(二)　特定農業用ため池について、土地の掘削、盛土又は切土、竹木の植栽その他当該特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならないこととした。（第八条関係）

(三)　市町村長は、特定農業用ため池の決壊に関する情報の伝達方法等、水害その他の災害時における円滑な避難を確保する上で必要な事項について、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずることにより、住民に周知させるよう努めることとした。（第一二条関係）

4　特定農業用ため池に係る防災工事の施行

(一)　特定農業用ため池の所有者等は、防災工事を施行しようとするときは、当該防災工事に関する計画について都道府県知事に届け出なければならないこととした。（第九条関係）

(二)　都道府県知事は、2の(五)の勧告を受けた特定農業用ため池の所有者等が正当な理由がなくて当該勧告に係る防災工事の施行をしないとき、又は(一)による届出のあった計画に従って防災工事を施行していないと認めるときは、相当の期限を定めて、当該防災工事について必要な命令をすることができることとした。（第一〇条関係）

(三)　都道府県知事は、特定農業用ため池の所有者等が(二)による命令に係る防災工事を施行しないとき、特定農業用ため池の所有者等を確知することができないため2の(五)の勧告をすることができないとき等に該当すると認めるときは、自らその防災工事の全部又は一部を施行することができることとした。（第一一条関係）

5　裁定による特定農業用ため池の管理

市町村長は、特定農業用ため池について、現に管理上必要な措置が講じられておらず、かつ、引き続き管理上必要な措置が講じられないことが確実であると見込まれる場合であって、当該特定農業用ため池の所有者（数人の共有に属する特定農業用ため池にあっては、二分の一を超える持分を有する者）を確知することができないときは、都道府県知事に対し、当該特定農業用ため池の施設管理権の設定に関し裁定を申請することができることとした。（第一三条関係）

6　経過措置

この法律の施行の際現に存する農業用ため池の所有者等は、この法律の施行の日から起算して六月を経過する日までに、2の(一)の事項を都道府県知事に届け出なければならないこととした。（附則第二条関係）

7　施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（法律第一八号）（経済産業省）

1　趣旨

この法律は、平成三七年に開催される国際博覧会（以下「博覧会」という。）が国家的に特に重要な意義を有することに鑑み、博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際博覧会推進本部の設置及び基本方針の策定並びに博覧会協会の指定等について定めるとともに、国の補助、寄附金付郵便葉書等の発行の特例等の特別の措置を講ずることとした。（第一条関係）

2　国際博覧会推進本部

(一)　博覧会の円滑な準備及び運営に関する施策を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、国際博覧会推進本部（以下「本部」という。）を置くこととした。（第二条関係）

(二)　本部は、博覧会の円滑な準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）の案の作成に関すること等の事務をつかさどることとした。（第三条関係）